

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本

備品貸出規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本備品貸出規則（以下「貸出規則」という。）を定める。

（貸出目的）

第 1 条 備品の貸出については、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本内の居住者相互の親睦並びに利便を図ることを目的とする。ただし、思想活動及びそれらに類する活動、又は居住環境を阻害する恐れのある場合は貸出を禁止する。

（管理運営）

第 2 条 備品の貸出の管理者は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）とする。ただし、その業務の全て又は一部を管理規約第36条に定める第三者に委託して代理させることができる。

（貸出できる備品）

第 3 条 貸出できる備品は次の通りとする。

- (1)机
- (2)椅子
- (3)脚立
- (4)灰皿
- (5)台車
- (6)その他、管理者が適当と認めた物

（貸出の原則）

第 4 条 備品の貸出は、営利目的・非営利目的を問わず、本団地の居住者に対して認めるものとする。ただし、特に管理者が認めた場合を除き使用場所を本団地敷地内に限定するものとする。又、集会所利用に伴う備品の使用は、貸出規則の対象とはならない。

（貸出期間）

第 5 条 備品の貸出期間は、原則として3日以内とし、4日以上の場合には再度申請するものとする。

（貸出料）

第 6 条 備品の貸出料は無償とする。

(貸出できない日)

第 7 条 原則として、集会室の休館日には備品貸出はできないものとする。

(貸出の一時中止)

第 8 条 備品の貸出により、管理業務、又は集会室の利用等に支障が生じると判断される場合は、備品の貸出を一時中止することがある。

(貸出の申込)

第 9 条 貸出申込の受付は、貸出予定日の 1 か月前から先着順とする。

(原状回復義務)

第 10 条 備品を借り受けた者が故意又は過失により当該備品を損傷した場合は、借り受けた者の負担において修復し、又は修復に要した費用を借り受けた者が負担するものとする。

(規定外事項)

第 11 条 貸出規則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

(貸出規則の改廃)

第 12 条 貸出規則の改廃は、管理規約第45条第 2 項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第 1 条 この貸出規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会(団地管理組合法人設立総会)において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この貸出規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正